

# 丹波警察署だより

令和元年

5月号

## 悪質業者に要注意

### 「何かがおかしいな」と感じたらまず相談を！

一人暮らしの高齢者や日中高齢者だけがいる家を狙って訪問し、高額な契約をさせる点検商法、訪問購入が多発しています。

また、従来の契約業者であると勘違いさせ、分電盤の清掃や消火設備の点検を名目に高額請求される事案も後を絶ちません。



**う** まい話を信用しない！

うまい話、絶対もうかる話には、必ず落とし穴・・・



**そ** うだんする！

ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を！



**つ** られて返事をしない！  
すぐに契約しない！

悪質業者は、言葉巧みにすぐに契約するように迫ってきます



**き** っぱり！はっきり！  
断る！

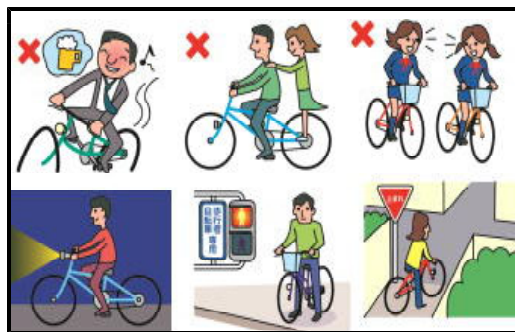
あいまいな返事をせず、  
キッパリ！ハッキリ！  
断る！

「少しでも怪しい」と思ったら、その場で契約せずに、迷わず相談を！  
ヤミ金融・悪質商法110番 ☎078-371-9110 (みないいくらしの110番)  
警察総合相談電話 ☎#9110  
又は、丹波警察署 (72-0110) へ相談しましょう。

## 自転車を安全に利用しましょう

### 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



### 5月は「自転車月間」

◇ 自転車活用推進法で、5月は「自転車月間」、5月5日は「自転車の日」と定められており、全国各地で自転車に関する様々なイベント等が行われます。

◇ 兵庫県では、「自転車の日」に加え、毎月2日を「自転車安全利用の日」と定め、自転車の安全で適正な利用について皆さんの理解を深めてもらうこととしています。

# 春の全国交通安全運動

期 間	令和元年（2019年）5月11日（土）から5月20日（月） ○ 5月11日は「交通安全意識を高める日」 ○ 5月20日は「交通事故死ゼロを目指す日」
重 点	1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 2 自転車の安全利用の推進 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 4 飲酒運転の根絶

## 子供の交通事故防止

- 子供は、一つのことに注意が向くと周りのものが目に入らなくなり、突然道路に飛び出したり、無理な横断をするなどの特性があります。保護者の皆さんは、子供が安全に道路を渡れるよう繰り返し安全指導を行いましょう。

また、この時期は通学に慣れてきた新入学児童たちの緊張が薄れてきます。

車を運転される方は、走行中に子供が見えたら速度を落とすなど、子供の動きに注意してください。

- 子供は大人の行動を見てまねをしてしまいます。ですから、大人の皆さんが良いお手本となり、信号無視や横断歩道直近での乱横断などは絶対にしないでください。



## 高齢者の交通事故防止



- 高齢者は道路横断の後半、つまり左から来る車と衝突する事故が多く発生しています。横断前には左右の安全確認をしっかりと行い、走ってくる車があるときは通り過ぎるのを待ってから横断しましょう。また、横断中にも近づいてくる車がないか注意しましょう。
- 年齢を重ねることで認知機能、身体機能が変化し、判断が遅れてしまったり、危険の発見が遅れるなどの特性が出てきます。

歩行中はもちろん、車や自転車を運転する場合も、危険を回避できる余裕を持った行動を心掛けましょう。

また、運転に少しでも不安を感じたら、御家族や警察署の窓口などに相談をして、免許証の自主返納も考えてみてください。

## 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト・チャイルドシートを正しく着用することにより、「交通事故の際に全身を強く打ちつける」「車外に放り出される」「後部座席の人が前方に投げ出され前席の人にけがをさせる」等の被害を軽減できます。

シートベルトは運転者だけでなく、同乗者の大切な命を守るものです。

車でお出かけの際は、お互いに声を掛け合って、一般道路でも全ての座席のシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。

